一般社団法人三重県建築士会 特別会員会費等規程

平成29年2月8日制定

1. 家族会員

会員の内、下記の条件に該当する会員は、家族会員として会費を減額することができる。

- (1) 正会員と同居する配偶者
- (2) 正会員と同居する親又は子

家族会員となった場合は、

- (1) 雑誌「建築士」及び会報みえは、正会員のみに送付する。
- (2) 会費は正会員にまとめて送付し、印刷物も正会員のみに送付する。
- (3) その他の権利・義務は、正会員・準会員と同等とする。
- (4) 家族会員の会費

家族正会員 年額 12,000 円 支部配分額 4,800 円 家族準会員 年額 11,200 円 支部配分額 4,500 円

家族会員となるための手続き

別途申請書を提出し理事会の承認を得ること。

2. 名誉会員

正会員の内、下記の条件をすべて満たす会員は、名誉会員として会費を減額することができる。

- (1) 満70歳以上(年度末の3月31日時点)の方
- (2) 30年以上会員である方。
- (3) 退職し給与所得のない方

名誉会員となった場合は、

- (1) 会報みえは送付しますが、雑誌「建築士」は送付しません。
- (2) その他の権利・義務(総会議決権、会員割引等)は正会員と同等とする。
- (3) 名誉会員の会費

年額 12,000 円 支部配分額 4,800 円

名誉会員となるための手続き

名誉会員を希望される方は、別途申請書を提出し、理事会の承認を得ること。

※家族会員、名誉会員共、3月末日までに申請された方は、翌年度から適用する。